

後期高齢者医療 被保険者証が 令和3年 8月から紫色に変わります。



7月中にお住まいの市町村から届きます。

※被保険者証の交付に関して手数料は一切かかりません。
詐欺には十分ご注意ください。

令和3年8月1日から必ず医療機関窓口で提示してください。

山吹色

旧

後期高齢者医療被保険者証有効期限	令和 3年 7月31日		
被保険者番号	00000001		
住所	秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館内(1階)		
氏名	広域 花子		
生年月日	大正XX年XX月XX日	性別	女
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発効期日	令和 2年 8月 1日		
交付年月日	令和 2年 8月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保険者番号	390500000		
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合		

新

紫色

後期高齢者医療被保険者証有効期限	令和 4年 7月31日		
被保険者番号	00000001		
住所	秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館内(1階)		
氏名	広域 花子		
生年月日	大正XX年XX月XX日	性別	女
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発効期日	令和 3年 8月 1日		
交付年月日	令和 3年 8月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保険者番号	390500000		
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合		

制度の対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがあると認定された方
※申請して広域連合の認定を受けた方

窓口負担割合について

- 一般の方…1割
- 一定以上の収入がある方…3割

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。受診する時は医療機関に申し出ていただくとともに、お住まいの市町村窓口で手続きをしてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

- 窓口負担割合が1割の方のうち、該当する方に送られます。(初回は申請が必要となります。)
- 被保険者証と併せて、医療機関窓口で提示してください。

限度額適用認定証(適用認定証)

- 窓口負担割合が3割の方のうち、該当する方に送られます。(初回は申請が必要となります。)
- 被保険者証と併せて、医療機関窓口で提示してください。
※オンライン資格確認を導入している医療機関・薬局で、マイナンバーカードを保険証として利用するときは、「減額認定証」「適用認定証」の提示は不要です。



秋田県後期高齢者医療広域連合

業務課 018-853-7155

<https://www.akita-kouiki.jp/>

保険料の納付・申請等に関すること

お住まいの市役所、町村役場の後期高齢者医療担当課

制度全般に関すること

秋田県後期高齢者医療広域連合